

(前号からの続き)

整理番号⑪の「無題」について紹介しておこう。この冊子は表紙がなく、執筆年などは判然としないが、明治末から大正にかけてのものである。最初に顔相の話がでてくる。おそらくおたすけに歩いているときに、一見して相手の特徴を捉まえようとの試みであろうか。何かの参考にこうしたことが考えられたのであろう。但し、こうした顔相の教理的な根拠は何もない、とお断りしておく。冒頭のところを翻刻してみよう。

○顔広くツヤヨク肉あるわ、運強く慈悲心深し ○額せまきは愚昧にして卑し ○眉太く長く、規則正しきは、智識あり且兄弟姉妹縁深し ○眉細く短きは愚昧ナリ且兄弟姉妹に縁うすく ○眼にに湿ひある者は徳義深し、湿いなきは薄情ナリ ○談話中手を組む人は、常に思事た□ ○髪の高くうるわしきわ苦勞多き印ナリ ○鼻高く直くして肉あるわ徳義あり ○鼻の中程高く骨を顕はし、鼻先とがり俯向くは悪者のシナリ ○鼻の穴仰向く者は目上の意に背むくへし ○鼻の形ち卑しきハ心のいやしき者ナリ ○口廣の色黒きものハ悪心なり ○唇上下規則正しきして、色赤き人は道德ををもんずる人ナリ」(1オ)

他にも2丁、こうした話があるが省略しておこう。こうした顔相が、その人の性格なりを決定づけるものとはいえないが、それなりの雰囲気や醸し出していることは理解できる。ただ、多くの人に接していると、ぱっと見て、顔相から感じたその人となりや、まったく外れていることも多々ある。したがって、顔相だけでは、誤解することになる。

こうした八卦見のような話が次にも見られる。

女子はらむ時知る事

たとえば、婦人十八才の時なれば凶(筆者注一次頁に手の絵がある)の如く右の手を開いて、人さし指を十、次の高々指を十一、次の名無指を十二とかそへ、又元の人さし指を十三と、其次を十四、其次を十五とかそへ何歳となり共、自分の年迄数れば、あたるなり。依て十八歳は無名指なれば、三六九十二の四年月の内に子やとると知るへし(2ウー以下略)

こうした話も、これは教理と無関係とってよいだろう。それにつけても、こうした記事があるのは、分からなくもない。すなわち、布教の現場で、そうした予言めいた話が必要とされたのであろう。要するに、布教者の話の真实性を誇示するための、一つの道具立だったのではないかと、とも思われる。さらに、次の話も、そうしたことに類似するものであろう。

まじない秘傳

齒切を止る呪

其人のね処の下の土を少々取り、其人の寝て居る時に、口に少し入るべし

虫歯のなす呪

虵蛇及蝮 紙に書き、四角に折、痛む歯にてかみしめ、南向

きの柱へ張り、針にて打付べし

小児の夜啼を止る呪

小児のへそ一朱にて轟、毎夜書けは止る

しやくり止める呪

茶わんに水をくみ、はしを十の字二のせてのめばなおる

こうした呪があと9件記載されている(以下略)。「おふでさき」によれば、「この夜泣き」は神の口説きであるとも言われ、また「たすけでも拝み祈祷」でするのでない、と教えられているので、こうした呪は迷信俗信の類といえよう。

次に「さづけ」の記事がある。それを翻刻しておこう。

御授の事二付

今日では御授を頂くにわ、土地の遠近によって、二度の処もあれば、一度の処も有。又近ひ処では是非毎月通はねばならんで有。是は御教祖の御神昇の後の事有。御教祖御在世の時は、御願いに出た時力、又は御相さつに出た時に御渡しになつた物有。其種類も只今のよふに一定ではなく、異なつて御授を御渡しになつた物有。御授けも今では殆んど一定居舛が、以前わ色々な種類があつたので

先、水の授、肥の授、息の授、力物の授、神水の授、甘露台の授、半肥の授

水の授を頂て居られるのは、高知大教会の鳥村国次郎氏と西分教会長の中山慶(8オ)太郎氏と昨年逝去せられた喜多治郎吉様、橋本清様、諸井国三郎様の娘、ろく子様の五人有。このろく子三は二歳の時、母親二つれられて御地場に歸られた節、御教祖に御目通りしたら、ろく子三に御教祖は水の授を渡されたので、是は殆んど例のないので有。

息の御授は梅谷四郎兵衛三、高井猶吉様、増井りん様、三人有。其中ですこし異なつた貰ひ方は高井先生有。元この御授は豊田村の仲田佐右エ門様が御教祖様から頂かれたのであり舛が、其方の娘のおつね三が高井家い嫁入せられる時に、其のお授け持参来られたので有。(8ウ)随分是は變つたのであると云ねばならん。

力物の授は山澤為蔵様である。甘露台の授は、榊井伊三郎君である。又、其弟の榊井政次郎君二人である。

兄三方は、一例つ済す甘露台と云時である。

神水の授は松村吉太郎君有。是も他に例のないので有。

肥の授は、辻忠作様が頂てをらるゝので有。

此外に尚ほ一つ、末代萬授と云うのが有。

是は如何なる御授けても、使ゑるのでありまして、頂かれたのは山中忠七様であり舛。」(9オ)

この記述は、たぶん伝聞によるものであろう。実際の史実と違つた内容が記されている。とくに、水のさづけを頂かれた方について、一考の余地があろう。すなわち、水のさづけを頂かれた人はこの方たちだけに限らない。ここに翻刻されているからといって、必ずしも事実に基づいているかどうかは、厳密に検討されなければならぬ。その点、注意を促しておきたい。